特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	源泉徴収票等の法定調書作成事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、源泉徴収票等の法定調書作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

岩国市長

公表日

令和8年10月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票等の法定調書作成事務
②事務の概要	市が委嘱した委員や講師に対し報酬等を支払う際に源泉徴収をし、税務署や市町村に納付する。 また、併せて源泉徴収票や支払調書等の法定調書を作成し、個人番号を記載して税務署や市町村に提出（電子データによる提出も含む。）する。
③システムの名称	源泉管理システム・人事給与システム

2. 特定個人情報ファイル名
源泉徴収票・支払調書情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第4項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部職員課
②所属長の役職名	職員課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市 総務部 総務課 TEL：0827-29-5031

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市 総務部 職員課 TEL：0827-29-5036

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスを防止するため、岩国市個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程やマイナンバーの適正利用のためのガイドライン等に従って、次のような取り扱いを行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 例 ・マイナンバーを取り扱う事務及び職員の指定 ・定期的な職員研修の開催 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだマニュアルの共有 ・個人番号記録簿の適正な管理	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失のリスクが高いのは個人番号記録簿の紛失であるため、担当課から職員課へ個人番号記録簿を提出する際は手渡しを基本としている。やむを得ず逓送便を使用する際にはダイヤル錠付きの封筒を使用するといった対策を取っており、提出された個人番号記録簿は施錠した書庫に保管している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成28年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成28年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	平成28年6月1日　時点	平成29年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年6月1日　時点	平成29年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日　時点	平成30年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日　時点	平成30年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月29日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	職員課長　国広　光秋	職員課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	Ⅳ　リスク対策		Ⅳ　リスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日　時点	令和1年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日　時点	令和1年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　　]委託しない 十分である	[〇]委託しない	事後	記載誤りによる変更
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　]提供・移転しない 十分である	[〇]提供・移転しない	事後	記載誤りによる変更
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供） 十分である 十分である	[〇]接続しない（入手）　[〇]接続しない（提供）	事後	記載誤りによる変更
令和2年6月30日	Ⅰ　関連情報 1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	源泉管理システム	源泉管理システム 人事給与システム	事後	システム名称の記載漏れ
令和2年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日　時点	令和2年6月1日　時点	事後	評価5年経過前の再実施
令和2年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日　時点	令和2年6月1日　時点	事後	評価5年経過前の再実施
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日　時点	令和3年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日　時点	令和3年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 3　個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第3項	事後	記載誤りによる変更
令和4年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日　時点	令和4年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日　時点	令和5年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日　時点	令和5年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日　時点	令和5年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 3　個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第3項	第9条第4項	事後	記載誤りによる変更
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業		様式の変更による追加記載	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 １１最も優先度が高いと考えられる対策		様式の変更による追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業 判断の根拠	岩国市特定個人情報の取扱いに関する管理規定	岩国市個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程	事後	記載誤りによる変更